

**(仮称) 太陽光発電施設の設置に係る条例 (素案)
に対するパブリックコメントの実施結果について**

1 実施概要

- (1) 募集期間 令和5年12月1日(金)～令和6年1月4日(木)
- (2) 募集方法 持参、郵送、ファクス、簡易電子申込
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、環境政策課、行政資料コーナー、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター

2 実施結果

- (1) 意見者数 個人 35 人、団体 2 団体
- (2) 意見件数 50 件(持参 11 件、郵送 5 件、ファクス 13 件、簡易電子申込 21 件)
- (3) 意見内容

分類	件数
1. 素案の内容についてのご意見	24
(1) 条例の名称について	2
(2) 条例の目的について	6
(3) 事業者の責務について	2
(4) 届出や近隣関係者への説明会などの対象となる施設について	3
(5) 必要な手続きについて	2
(6) 罰則について	2
(7) 維持管理や廃棄について	2
(8) その他	5
2. 高槻市の環境行政についてのご意見	26
(1) 再生可能エネルギー等に対する補助について	12
(2) 太陽光発電施設等の設置促進について	9
(3) たかつき地球温暖化対策アクションプランについて	4
(4) その他	1
合計	50

3 提出意見に対する市の考え及び対応

別紙のとおり。

提出意見に対する市の考え及び対応

1. 素案の内容についてのご意見

(1) 条例の名称について (2件)

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
1-01	<p>条例の内容には賛成です。 無秩序なソーラーパネルは環境破壊の側面が強く、規制は必要だと考えるからです。 ただし、問題ない場所へのパネル設置であればそれは促進されるべきで、未利用の広い屋根などは積極的に活用された良いのに…と日々感じていました。 今回の条例案は前者を規制するためのものであることから、題に関して「大規模な太陽光発電施設の設置に係る条例」等、太陽光発電施設の設置そのものを規制すると取られかねない現題から変更されることを希望します。</p>	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としたものであり、設置にあたって施設設置基準の遵守や近隣関係者への説明、行政への届出などを事業者へ求め、適正な設置を誘導するものです。条例の名称については、このような趣旨を踏まえたものとする予定です。</p>	原案どおり
1-02	<p>今回の条例は太陽光発電の大規模な施設が無秩序にできた場合のトラブルを防ぐためのものだと理解していますが、タイトルだけみたら太陽光発電をストップするものと誤解しそうです。 メガソーラーの設置に～とはっきりかき、一方では自然・再生エネルギーを推進することを付記してはいかがでしょうか。 地球温暖化防止は市民の関心も高まっていますので、こういうパブコメをチャンスに個人でも参加できるよう市民の意識を高めるようご検討下さい。</p>	<p>本条例においては、いわゆる野立てで事業区域が 500 m²以上の事業（保全区域を含むものに限る）を届出や近隣関係者への説明など諸手続の対象とする一方で、建物屋上についてはメガソーラー（一般的には 10,000 m²以上）であっても諸手続の対象とはしていません。このように、本条例においては必ずしも“メガソーラー”を対象としているわけではないことから、本条例の名称に大規模な施設を対象とする旨は含めていません。</p> <p>自然・再生可能エネルギーの推進の付記については、本条例が無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としており、「自然・再生可能エネルギーの推進」はこの目的になじまないことから含めていません。</p>	原案どおり

(2)条例の目的について（6件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
2-01	<p>太陽光発電施設の設置に関し必要な事項を定めることにより、自然環境、生活環境、景観の保全及び災害の未然防止を図り、もって市民生活の安全と安心を確保する。</p> <p>↓</p> <p>目的について、上記観点から、市民の生命や安全を守るという防災の行動目標が欠けている。能勢町のようにゾーニングを行い、太陽光発電を推進する条例を求める。高槻市内外の叡智や人材を集めて、市に気候変動対策室を設置する必要がある。</p>	<p>「防災の行動目標」については、本条例の目的として「災害の未然防止を図り」掲げることに対応しています。</p> <p>「太陽光を推進する条例」については、現時点では想定していませんが、住宅の屋根など太陽光発電施設に適した場所への設置に対してエコハウス補助金を通じて支援しているところです。</p> <p>「気候変動対策室」については、環境政策課において温暖化防止チームを設置しており、今後も引き続き庁内関係部局や各種市民団体と連携しながら取り組んでまいります。</p>	原案どおり
2-02	<p>そもそも環境を破壊する太陽光発電施設の設置自体に反対致します。</p> <p>EV車と同じで、太陽光発電施設自体もまったくECOではないのは明らかです。</p> <p>ビルや戸建て等の建築物に設置するならまだしも、山林や農地に作るなどもっての他です。</p> <p>また、10年後、20年後に事業者が存続しているのかも不明ですし、処分できないときは市としてどう対応するのか。市の財政から持ち出すのか？森林や農地を元通り復元できるのか？</p> <p>結果、私の意見としては、先祖が残してくれたこの高槻の自然を子孫に残すために、建築物以外への設置は一切認めるべきではないと思っておりますので、設置を認めない条例を作っていただきたいところです。</p>	<p>太陽光発電施設は、国において気候変動対策の一環として設置が推進されていること、土地所有者にはその土地を一定の範囲内で利用する権利があることから、建物以外への設置を一律に禁止することは適切ではないと判断しています。</p>	原案どおり
2-03	<p>気候変動対策は喫緊の重要課題です。</p> <p>高槻市として「脱炭素社会の実現に向けて取り組む」「再生エネルギーを推進する」ことを条例の中に、まず大前提として入れてほしいと思います。</p>	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としており、「脱炭素社会の実現」や「再生可能エネルギーの推進」に係る内容については条例の目的になじまないことから含めていません。</p> <p>なお、気候変動対策については、本市においても重要な課題と認識しており、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により策定した「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、再エネや省エネの促進等に取り組んでいます。</p>	原案どおり

2-04	<p>条例制定の理由について、追記した方がよいこととして、高槻市の CO2 の削減目標を掲げて、その目標のために太陽光発電を推進する旨が必要だと思う。国立市は 2030 年の目標を 62% で検討している。高槻市も削減目標を検討して明文化すべきだ。防災として、市民の生命を守る自治体の責務である。</p>	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としたものであり、CO2 の削減目標などはその目的になじまないことから、条例制定の理由等には含めていません。</p> <p>本市の CO2 削減目標については、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により策定した「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に明記しており、当該プランに基づき再エネや省エネの促進等に取り組んでいるところです。</p>	原案どおり
2-05	<p>条例制定の理由を環境への影響や土砂災害や住民トラブルの原因となるため太陽光発電の設置について、規制をしようとするもので、市は審議会の答弁で「アクションプラン」に示すことや推進の予算計上で取り組んでいくとしていますが、推進の姿勢をきちんと条例でも明記すべきで、「推進」を入れたことで「誤解を招く」ことはありません。アクションプランにあるように「周辺環境や地域と共生した再エネの活用」、それを実現するための条例を制定するのであって、規制ではなく、再エネの活用を推進するための条例であることを目的で明確にすべきだと考えます。</p>	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としており、「再エネの活用」については条例の目的になじまないことから含めていません。</p>	原案どおり
2-06	<p>景観や環境に悪影響を及ぼすものに対する規制は必要ですが、規制のみではなく、高槻市として太陽光発電および再生可能エネルギーを推進していくことを条例に明文化すべきです。</p> <p>さらに市民や事業者に対して太陽光発電施設の設置に関する意識調査などを行ったうえで、どのような規制が必要か、もしくは太陽光発電施設の普及にどういった課題があるのかなど、市内の状況を踏まえたうえで条例素案を作成すべきです。</p>	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としており、再生可能エネルギーの推進に係る内容については条例の目的になじまないことから含めていません。</p> <p>条例素案の作成につきましては、本市のおかれた状況や太陽光発電施設の設置状況、各地域の太陽光発電施設の設置に伴い発生している諸問題、気候変動対策の方向性などを踏まえ、学識経験者・各種市民団体・事業者・市民等を構成委員とする「高槻市環境・温暖化対策審議会」において慎重にご審議いただき、策定したものです。</p>	原案どおり

(3)事業者の責務について（2件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
3-01	<p>事業者は、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう運用するとともに、近隣関係者と良好な関係を保たなければならない。</p> <p>また、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるとともに、事故や災害等が発生した場合は速やかに解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。</p> <p>↓</p> <p>事業者の責務について、森林や自然破壊を防止するのは当然である。むしろ森林はCO₂を吸収するので、積極的に育成しなければならない。農業も協生農法やパーマカルチャーなどを用いて、生態系を豊かにする必要がある。市内の公共施設の屋根置きなど、設置可能な場所を検討し、太陽光発電を推進する事業者を募集し、市民への安全・安価な電力を供給する必要がある。</p>	<p>本市では、「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、エコハウス補助金等を通じて、住宅や事業所等への再エネや省エネの普及促進に取り組んできたほか、公共施設等においても太陽光発電施設の設置に努めているところです。</p> <p>また、北部の森林については、高槻らしさの重要な要素であるとともに、二酸化炭素の吸収源としての役割も期待されることから、引き続き森林資源の有効利用と再生・保全等に取り組んでまいります。</p>	原案どおり
3-02	<p>事業者の責務を安全かつ良好な状態と近隣関係者との良好な関係を保つとありますが、「事業者は市が行う太陽光発電事業と地域との共生を図るために必要な措置に協力しなければならない」や設置だけでなく運用に関しても「地域との共生を図るための必要な措置を講じなければならない」というような責務を明確にすべきだと考えます。</p> <p>また、事業者だけでなく市の責務や市民の責務も記載して下さい。（審議会の答弁では市の責務は記載する予定だと聞いています）</p>	<p>条例素案では、事業者の責務として「事業者は太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう運用するとともに、近隣関係者と良好な関係を保たなければならない」としており、「地域との共生をはかるための必要な措置を講ずる」も内容的に含まれていると考えています。</p> <p>市や市民の責務については、審議会で説明しました通り、条例本文中に記載する予定です。</p>	原案どおり

(4)届出や近隣関係者への説明会などの対象となる施設について（3件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
4-01	<p>対象となる太陽光発電施設を 10000 m²と 500 m²で条件付きとしていますが、面積ではなく、出力を対象とし、少なくとも 50kW 以上にすべきだと思います。</p> <p>また、保全区域について、禁止区域は設定しないとなっています。協議会での質疑で「太陽光発電施設のみを特に禁じることは困難であると判断」とありますが、他の自治体の条例では、禁止区域を設定しています。やはり地域や特定の場所について、設置できない場所があるのは当然だと思います。</p> <p>他の地域の条例も参考にして見直しを進めていただきたい。</p>	<p>本条例の目的にも示している環境や景観への影響等については、太陽光発電施設の出力よりも、その事業区域（面積）による影響がより大きいと考えていることから、本条例では面積を届出等の要件としています。なお、一般に、野立ての太陽光発電施設の場合、出力 10kW が面積 100 m²相当と言われており、今回対象とする 500 m²以上は 50kW 以上に該当します。</p> <p>禁止区域の指定については、土砂災害警戒区域等に定められる危険な区域においても一定の措置を行うことで各種の施設が設置可能となっている中で、太陽光発電施設の設置のみを禁止することは適切ではないと、本市では判断したものです。なお、一部の自治体において禁止区域を指定している事例があることは承知しています。</p>	原案どおり
4-02	<p>大規模な施設の無秩序な設置に対して本条例の制定されるのは望ましい事と思う。</p> <p>ただ、近隣関係者の定義等まだまだ詰めていかなくてはならないだろう。</p> <p>また、保全区域に景観等を考慮するのであれば近隣関係者だけでなく市民一般も交えた場での説明が必要と思う。</p> <p>今後この条例が施行されるまでにより具体的で市民の納得する様な内容になってもらいたい。</p>	<p>近隣関係者の範囲については、太陽光発電施設の設置による生活環境や土砂災害等の影響などが想定される地域や、事業者の負担などを踏まえ、適切な範囲に設定してまいります。</p> <p>景観への配慮につきましては、市民全体への説明を求めめるのではなく、施設設置基準の中で景観に配慮したしつらえ等を求めることを想定しています。</p>	原案どおり
4-03	<ul style="list-style-type: none"> ・背後の資本関係も含め、日本国内の法人に限定する。（中国、上海電力などは排除すべき） ・日本製の太陽光パネルの採用を義務づける。 ・原状回復の為の保証金の積み立てを義務づける。 	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としており、ご意見の内容は条例の目的との関係性が低いことから、本条例へは含めていません。</p> <p>なお、原状回復のための保証金の積み立てについては、国においては、一定規模以上の FIT（固定価格買い取り制度）認定を取得している太陽光発電施設の廃棄費用等について、外部積み立てを求める制度が規定されています。</p>	原案どおり

(5)必要な手続きについて（2件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
5-01	<p>事業者は、届出に先立ち、事業計画について、市長と事前協議をしなければならないこととします。市長は、事業区域に保全区域が含まれる場合、施設設置基準を満たさない場合、近隣関係者への説明等が不十分と判断した場合などは、事業を実施しないように事業者を求めることができます。</p> <p>協議が合意に達したときは、市長は事業者に対して事前協議完了通知を発出することとします。</p> <p>↓</p> <p>手続きについて、地域住民からの聞き取りが先立つべきである。地域住民のどのような電力ニーズがあるのか。どのような電源を使いたいか確認すべき。琵琶湖の汚染のリスクがある原子力発電を使いたくないという市民は多数いると思われる。太陽光のみならず、風力、地熱の選択肢もある。市民の安全のニーズに応じてから、事業の計画が始まるべきである。そもそもタウンミーティングや、気候市民会議などを行い、市民参加を推進すべきである。</p>	<p>本条例は事業者が一定規模以上の太陽光発電施設を設置しようとする際の諸手続き等について定めるものであり、市民ニーズを反映したエネルギー源による電力供給の仕組みづくりを事業者に求める予定はありません。</p> <p>市民参加については、本市では既に多くの市民団体が環境保全に係る活動に取り組まれています。また、各市民団体や事業者と行政が連携・調整する場として「たかつき環境行動ネットワーク」を組織し、市は協働して取り組みを推進するとともに、事務局として情報共有や意見交換などの連携を支援しています。今後もこのような枠組みの中で市民・事業者の皆様と協働し、地球温暖化対策等に取り組んでまいります。</p>	原案どおり
5-02	<p>それ（太陽光発電施設）が及ぼす自然環境、生活環境への影響、未来への影響、近隣関係者はもちろんですが、高槻市民全体に対して、知識のない者でもわかるような、説明が欲しいです。</p> <p>太陽光発電だけでなく、再生エネルギー、脱炭素も含め、みなが理解できるような説明をぜひお願いします。</p>	<p>設置される太陽光発電施設に関する説明の対象となる近隣関係者の範囲については、太陽光発電施設の設置による生活環境や土砂災害等の影響などが想定される地域や、事業者の負担などを踏まえ、適切な範囲に設定してまいります。</p> <p>本市における再生可能エネルギーの普及等、地球温暖化対策への取り組み内容については、ホームページをご覧くださいとともに、出前講座も開催しておりますので、活用ください。</p>	原案どおり

(6)罰則について（2件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
6-01	<p>条例に違反した場合の罰則規定が緩いように感じました。実際の、他条例に関して違反した具体例・違反時の規定を詳しく知らないので十分なのかもしれませんが、公表されるということの抑止力だけで良いのでしょうか。違反しても、大型発電を作ってしまうば作ったもの勝ちにならない条例であることを望みます。</p>	<p>本条例では、違反等に対する勧告に従わない事業者について、事業者名等を公表することを規定しています。これは、法令を遵守しない事業者であることが対外的に明らかになることは、企業活動からは望ましいことではなく、このような仕組みを通じて事業者の条例遵守を促すためです。</p>	<p>原案どおり</p>
6-02	<p>[太陽光発電施設の設置に係る条例について] 阿蘇山のように山林が太陽光パネルで敷き詰められないことがないよう、この条例を制定するものと理解しているが、罰則すらなく全く規制できるものにはなっていない。「とりあえず作った」印象であり、協議や合意等の記載はあるものの、強行して設置することが可能であると思われる。</p> <p>山林の木を伐採してソーラーパネルを敷き詰めることは、1. 二酸化炭素を吸収する木をなくし（二酸化炭素を削減する太陽光の目的と相反するため本来ありえない選択）、2. 山の保水力を低下させ将来の災害の危険を増加させ、3. 太陽光パネルに含まれる有害物質の漏出による水の汚染に繋がる。</p> <p>性善説で太陽光発電事業者を見るのではなく、「山を切り開いて太陽光事業を行っても得にならない」と思わせる条例としていただきたい。条例による罰則が100万円しか制定できず、100万円では効果がないからといって罰則をなくして何も対策しないというのはいかがなものか。例えば、罰則100万円に加えて、地目が山林・牧場・原野・保安林・雑種地などで建物の上に設置しない事業用太陽光発電に市税を課す（投資してもペイしない税）ことはできないのか。そのようにしても、山林の地目を宅地に改め、太陽光発電を行おうとする者がいると考えられるため、条例制定時に山林等の地域を対象とするなど、当然対策が必要である。</p> <p>また、使われなくなったり破損して放置されたりする場合の太陽光パネルの撤去の責任についても定めておく必要があるのではないかと。現在問題があまり出ていないだけで、今後問題になることは容易に想像ができるのにも関わらず、何も制定しないのは業務遂行不足ではないかと。</p> <p>いずれにせよ、高槻の山を守ることができる条例にしていきたい。</p>	<p>本条例では、違反等に対する勧告に従わない事業者について、事業者名等を公表するなどを規定しており、法令を遵守しない事業者であることが対外的に明らかになることは、企業活動からは望ましいことではなく、このような仕組みを通じて事業者の条例遵守を促すこととしています。</p> <p>設置後の維持管理や廃棄に関しては、現在国等においてもその対応が検討されているところであり、本市においてもそれらに係る問題の兆しが顕著になるなど、状況に応じて条例の見直し等を検討する必要があると考えています。</p>	<p>原案どおり</p>

(7)維持管理や廃棄について（2件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
7-01	<p>形あるものは壊れます。原発も作って、発電していましたが、廃棄についてまで考えることを先延ばしにしている、先の時代の子供達に負わせることになりましたね。</p> <p>令和5年第2回高槻市環境・温暖化対策審議会のご意見と高槻市担当者による対応を拝見しました。「廃棄に係る問題の兆しが顕著となった際には、条例の見直しなどを」とのこと。維持管理・廃棄の問題を先延ばしにして良いのでしょうか。</p> <p>高槻市もSDGsを市の様々な計画に取り入れています。持続可能なものは持続できるように、持続不可能とわかっているものは、予め対策がなされる必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>太陽光発電設置が古くなり、処分するにも処分できない問題が全国あちこちの自治体で発生しています。それらがわかっている現在に"設置だけの条例"というのは中核市の条例として不十分ではないのでしょうか。</p> <p>形あるものは全て壊れます。維持管理費は年間いくらかりで、処分費用はどのくらい必要なのか、処分方法として高槻市が考える方法はどのようなものなのか、丁寧な説明と条例への追記を希望します。</p>	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的として制定するものです。</p> <p>設置後の維持管理や廃棄に関しては、現在国等においてもその対応が検討されているところであり、本市においてもそれらに係る問題の兆しが顕著になるなど、状況に応じて条例の見直し等を検討する必要があると考えています。</p> <p>なお、現在国においては、一定規模以上のFIT（固定価格買い取り制度）認定を取得している太陽光発電施設の廃棄費用等について、外部積み立てを求める制度が規定されています。</p>	原案どおり
7-02	<p>条例に太陽光パネルの廃棄についての記述が必要だと思います。20年ほどで寿命となるパネルのリサイクル率は低いと私は思います。そうなると埋め立て処分となりますが、その費用を積み立てしていない事業者（FIT・FIP認定事業者以外）が事業の撤退や事業者の倒産により、パネル設置場所がそのまま放置されることを心配しています。元の土地に戻すための費用確保をどうするのか検討して頂きたいです。</p> <p>そもそもパネルの設置・埋め立てが自然破壊となり、またパネルの製造・廃棄によるCO2の増加の方が大きいと考えられるので太陽光発電そのものに私は反対しています。</p>	<p>太陽光パネルは、銅・アルミ・ガラスなど資源として再利用可能な材料が使用されており、国等においてはこれらのリサイクルを含めた太陽光パネルの適正処理について検討されています。そのため、国等の動向を注視するとともに、本市において廃棄に係る問題の兆しが顕著になるなど、状況に応じて条例の見直し等を検討する必要があると考えています。</p>	原案どおり

(8)その他 (5件)

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
8-01	<p>(1) 太陽光発電施設の設置が地球温暖化防止のための有効な手段である再生可能エネルギーを利用する方法として、有力な一つであることは承知している。</p> <p>(2) また、その設置が適正に行われない場合に、環境破壊や災害の誘発を招き、時には住民トラブルの要因にもなる事例もあることから、何らかのルールを定めることが市町村の段階で必要とされることは理解できる。</p> <p>(3) しかし、提案されようとしている「太陽光発電施設の設置に係る条例」が比較的規制の緩いものであることから、この条例が目的としている「適正な設置を誘導するため」に果たして有効なものかどうかは現時点で判断することはできない。</p> <p>(4) 条例制定後の検証を行い、もし何らかの規制強化が必要な場合にはその趣旨で条例を補強していくことが必要ではないかと思えます。</p>	<p>今後、国等の動向や社会情勢、本条例の運用状況等を踏まえ、必要に応じて、本条例の見直しを検討してまいります。</p>	原案どおり
8-02	<p>山や田畑への太陽光パネル設置に反対致します。自然破壊になりますし、自然のサイクルが狂うと熊や猿に猪の食べる実がなくなり、農家さんの田畑を荒らしてしまい、私たちの食べ物なくなる…</p> <p>田畑を守って頂きたいです。日本の食糧自給率は、37%と低く！輸入が止まると食べ物なくなり飢え死にすることになる！！</p> <p>江戸時代は、食糧自給率100%だった！米や大豆を自然栽培してたのですから、安心安全な食べ物をつくる政策をして頂きたいです。</p>	<p>「太陽光パネルの設置」については、本条例では、森林や農地など良好な自然環境を保全する必要があると認められる区域を、保全区域の一つとして指定し、規模等一定の条件に合致する太陽光発電施設を設置する際には、自然環境への配慮等を定めた施設設置基準の遵守や周辺住民への説明、行政への届出などの手続きを事業者に求めています。</p> <p>このような本条例の適正な運用や様々な施策を通じて、本市の良好な自然環境の保全に努めてまいります。</p>	原案どおり
8-03	<p>「条例制定にあたっての参考とさせていただくため・・・本条例の素案に対する意見を募集します。」とありますが、素案に対する意見ではなく、きちんとした条例案として提案すべきです。参考とする程度で、環境政策課がどれだけ市民の声に耳を傾けようとしているのか疑問です。市民の中には、再エネの導入に関して知見のある方もいると思います。しっかりと市民の声を聴き、条例に反映させるという姿勢で臨むべきだと思います。また、パブコメの期間も年末・年始という多忙な時期での設定です。期間の見直しも必要だと思います。</p>	<p>本条例素案は、学識経験者、各種市民団体、事業者、市民等を構成委員とする「高槻市環境・温暖化対策審議会」において、慎重にご審議いただき、その中で頂いたご意見を踏まえて、策定したものです。今回のパブリックコメントは、このように策定した条例素案に対して市民等の皆様からより広く意見を募集し、条例制定にあたっての参考とさせて頂くものです。</p> <p>また、パブリックコメントの実施時期に関するご意見については、全体スケジュールの関係上やむを得ない場合もございますが、今後の参考とさせていただきます。</p>	原案どおり

8-04	<p>新たな章を設け、「市役所組織内に地球温暖化対策チーム」をつくることと、「市民参加の高槻市気候市民会議」の設置を書き加えてほしいと思います。</p>	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としており、市役所内組織や市民参加の高槻市気候市民会議の設置については条例の目的になじまないことから含めていません。</p>	原案どおり
8-05	<p>総論として、危機意識が全く感じられない。市長、行政職員は、この気候危機の問題が見えていますか？持続的にエネルギーや食糧を安全に供給できますか？このままでは、未来の高槻市民に必ず糾弾されますよ。早急に気候危機対策チームを市で組織してください。対策への市民参画をファシリテートしてください。2030年までに脱炭素社会へのシステムチェンジが必要で、今こそ人間の全ての総合力が問われています。あらゆる分野で、生命・生態系を豊かにする施策が必要です。従って、この条例案では不十分だと考えます。</p>	<p>なお、地球温暖化対策については、環境政策課において温暖化防止チームを設置しており、今後も引き続き庁内関係部局や各種市民団体と連携しながら取り組んでまいります。</p> <p>また、市民参加についてですが、本市では既に多くの市民団体が環境保全に係る活動に取り組まれています。加えて、各市民団体や事業者と行政が連携・調整する場として「たかつき環境行動ネットワーク」を組織し、市は協働して取り組みを推進するとともに、事務局として情報共有や意見交換などの連携を支援しています。今後もこのような枠組みの中で市民・事業者の皆様と協働し、地球温暖化対策等にも取り組んでまいります。</p>	原案どおり

2. 高槻市の環境行政についてのご意見

(1)再生可能エネルギー等に対する補助について（12件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
1-01	補助してもらわないとついても高くつけられません	本市では、エコハウス補助金により太陽光発電施設及び蓄電池の設置に際して支援しているところです。	原案どおり
1-02	環境のために規制するのは必要ですが、もっと積極的に再生可能エネルギー・太陽光発電が普及するような施策が必要です。 ①断熱住宅など省エネ・エコ住宅の推進のための補助 ②電気製品の節電タイプへの切り替えの補助 ③太陽熱・雨水利用への補助 ④E V車・F C V車（燃料電池自動車）への切り替え補助及びインフラ整備	本市では、エコハウス補助金等を通じて住宅や事業所等への再エネや省エネの普及促進に取り組んでおり、頂いたご意見のうち①③及び④の一部については当該補助金の対象としているところです。	原案どおり
1-03	環境・住民のために規制は必要ですが、広く再生可能エネルギー・太陽光発電が普及するように、施策を考えるべきだと思います。 公的施設に太陽光パネルを取り付けるとか、各家庭に導入を推進するため予算をつける等加えて下さい。	本市では、「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、エコハウス補助金等を通じて、住宅や事業所等への再エネや省エネの普及促進に取り組んでいるほか、公共施設においても太陽光発電施設の設置に努めております。「推進のための条例」については現時点では想定していませんが、今後も引き続き、再エネ等の普及へ向けた施策を推進してまいります。	原案どおり
1-04	[太陽光発電及び蓄電装置への補助について] COP28の提唱するCO2削減50%以上の目標達成の方策の1つとして、太陽光発電及び蓄電装置の普及はとても大切なことと思います。		
1-05	施設の適正な設置を図るため本条例制定は概ね適切だと思われます。 ただ「本市でもエコハウス補助金等を通じてその普及に取り組んでいる」と最初に述べられていますが本条例ではむしろ設置を抑制する方向に向かうのではないかと懸念します。 推進のための条例が必要だと考えます。例えば公共施設の屋上などには積極的に設置を求める、家庭用の施設設置を行いやすくするなどの施策を進めてください。 太陽光で発電した電気の買い取り価格も大幅に減少し、個人が設置に高額な投資をすることを躊躇させる要因になっているかと考えます。 これを普及させる施策こそが今必要なのではないのでしょうか。		

1-06	<p>〔断熱住宅など省エネ、エコ住宅の推進のための補助について〕 個人ができる限りの省エネ生活を押し進めることが必要。 既に住んでいる住まいの省エネ、例えば外気に接する窓を二重窓にやり替えるなどは消費エネルギーの節約となり、投資額以上の効果があると思われる。</p>	<p>本市では、「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、エコハウス補助金を通じて個人宅における窓の断熱改修や太陽光発電施設の設置等の省エネや再エネの推進に取り組んでいるところです。</p>	原案どおり
1-07	断熱住宅など省エネ、エコ住宅の推進のための補助をお願いします。		
1-08	断熱住宅など省エネ、エコ住宅の推進のための補助		
1-09	<p>EV 車、FCV 車への切り替え普及の為の補助と EV 車及び FCV 車へのスタンド等のインフラを整備して下さい。 地球環境の保全に向けた行動をお願いします。</p>	<p>本市では、エコハウス補助金等を通じて、住宅や事業所等への再エネや省エネの普及促進に取り組んでおり、その中で EV 車両から住宅へ電気を供給するシステム（V2H）と太陽光発電施設の同時設置も補助対象としています。また、国においては EV 車の購入や充電スタンドの整備に対して補助されており、国と地方自治体が協調して地球環境の保全に向けて取り組んでいるところです。</p>	原案どおり
1-10	太陽熱・雨水利用への補助	<p>本市では、エコハウス補助金により太陽熱利用システムや雨水貯留タンクの設置に際して支援するなど、自然エネルギー等の有効利用に取り組んでいるところです。</p>	原案どおり
1-11	木質バイオ発電推進を望みます。	<p>本市では、エコハウス補助金によりペレットストーブの設置に際して支援するなど、バイオマスエネルギーの利用促進に取り組んでいるところです。 頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	原案どおり
1-12	<p>「地球沸騰化」の時代に入ったといわれます。 省エネ・再エネの普及は待たなして早急に取り組まなければならない課題だと思います。 項目の全てを実施してほしいのですが、ひとりひとりの高槻市民が、こぞって参加できる項目として、私は電気製品の節電タイプへの切り替えの補助を要望します。 電気製品はどの家庭にも必ず複数台はあります。それを節電タイプに切り替えることは、多くの高槻市民が身近に手軽にできる省エネへの具体的な行動だと思うからです。</p>	<p>本市ではエコハウス補助金により、太陽光発電施設の設置や住宅の断熱改修など、一般家庭における再エネ・省エネの普及を支援しているところです。 頂いたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	原案どおり

(2)太陽光発電施設等の設置促進について（9件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
2-01	<p>温暖化がすみ気候の異常を身をもって体験し、これ以上すすめば、健康への害が大きくなっていくのではと危惧します。</p> <p>太陽光発電を設置するため、自然をこわすのは本末転倒であり、市の公共施設（学校や公民館の屋上など）を利用し、太陽光発電・蓄電装置の設置を積極的に推進すべきと考えます。</p>	<p>これまで本市では、小中学校・総合センター・消防署などの市有施設において太陽光発電施設の導入に努めてきたところであり、引き続き設置に取り組んでまいります。</p>	原案どおり
2-02	<p>学校、公民館などに太陽光発電、蓄電装置の設置を進めて欲しい！！</p>		
2-03	<p>高槻市内の学校や図書館などの公共施設に太陽光発電の設置を進めてください</p>		
2-04	<p>条例制定理由は太陽光パネルに対する規制のみになっているが、高槻市が気候変動対策を本気に考えるのであれば、新たな太陽光パネル設置についても考えない訳にはいかない。</p> <p>エコハウス補助金についての記載はあるが、年々、何十年、何百年に一度と呼ばれる異常な気候が日常化しているにも関わらず、補助金の額は10年前と変わらずのままでは、市が本気に太陽光を積極的に設置しようと言えないだろう。</p> <p>また、エコハウス補助金を充実し、市民へ、パネルの設置をすすめるのと同時に、特に災害時に避難所に指定されている市の施設には優先してパネルと蓄電器を設置していただきたい。</p> <p>災害時に指定された避難所にやっとどり着いても電気もなく凍えるような寒さ、熱中症になりそうな暑さでは、救える命も救えない。</p> <p>設置時の費用もPPA等々の制度を活用すればと思う。</p> <p>災害は何時起こるか分からない。最優先で本当に命を守れる避難所で有る為にも太陽光パネルを積極的に設置してもらいたい。</p>	<p>太陽光発電施設は、温室効果ガスの削減だけでなく、災害時等の電源確保という観点からも、その普及が期待されています。本市においても、国等の動向や社会的なニーズを踏まえ、引き続き太陽光発電施設の設置に取り組んでまいります。</p>	原案どおり

2-05	<p>今回の市が条例制定を審議しているメガソーラー設置による弊害について、重要だとは思いますが、自然エネ・再エネの普及を市民目線で指導と普及に力を入れてほしいです。</p> <p>公共施設には一定の推進もありますが、更に積極的に希望します。</p> <p>同時に生ゴミや食品廃棄物等の活用等も推進して再エネの普及に指導をお願いします。高槻市は啓発が遅いです。</p>	<p>自然エネルギーや再生可能エネルギーの市民目線での普及については、住宅等への再エネや省エネ設備の設置に対してエコハウス補助金を利用した補助を行っているほか、市民が利用する公共施設等において太陽光発電施設の設置に努めているところです。あわせて、市広報誌「たかつき DAYS」や環境イベント「エコ&クリーンフェスタ」、出前講座なども活用した啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>また、家庭ごみの約4割を占める生ごみ（食品廃棄物含む）についても、補助金を通じた生ごみ堆肥化容器の普及や様々な啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き様々な機会を通じて、再生可能エネルギーの普及や食品廃棄物の活用など、環境に係る啓発を行ってまいります。</p>	原案どおり
2-06	<p>食品バイオ発電の推進（生ゴミや食品廃棄物等の活用、廃用油の活用）</p>	<p>本市のごみ処理施設であるエネルギーセンターでは、ごみを焼却した際に生じる熱を有効利用した発電をおこなっています。今後も引き続き、資源の有効利用に取り組んでまいります。</p>	原案どおり
2-07	<p>再生エネルギーを掲げながら、大規模施設が自然破壊や近隣の被害など、本末転倒な事態が起きていることに対し、この条例案が出されたのは、市民を守るうえでよいことだと考えます。</p> <p>ただ、太陽光発電だけをとりあげても、規制だけでない、積極的に進めるための施策が補助金などごく限られており、地球沸騰化ともいわれる現状に、市としてさらに努力が必要です。</p> <p>再生エネルギーが正しく進められるには、基本的に大規模・利益優先の設置ではなく、小規模・市民の手によるものを行政が応援していくのがよいと思います。</p> <p>広く市民に協力してもらおう太陽光はもちろんのこと、小規模水力や森林資源の活用など、高槻市の財産である自然や農林業を生かした再生エネルギー開発について、すぐに研究立案するとともに、市民のとりくみを応援してくださるようお願いいたします。</p>	<p>農林業を活かした再生可能エネルギーの普及への取り組みとしては、現在、エコハウス補助金によりペレットストーブの設置に際して支援しているところです。</p> <p>頂いたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	原案どおり
2-08	<p>メガソーラー対策は規制が必要です。しかし、持続可能な再生エネルギーについての取り組み援助が弱いのではないのでしょうか。公共施設への太陽光パネル発電の設置。</p> <p>高槻市は山間部が多いので山の整備が必要で台風の影響での倒木問題が残っているのではないのでしょうか。芥川にも倒木による流木もあり、災害に結び付く可能性も心配です。間伐材の倒木の処理に質のいいペレットを使用にして再利用はどうでしょうか。それを利用した「いましる大王の杜や安満遺跡公園」にお風呂の設置。災害避難の時にも利用できます。</p>	<p>本市では、「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、エコハウス補助金等を通じて、住宅や事業所等への再エネや省エネの普及促進に取り組んできたほか、公共施設等においても太陽光発電施設の設置に努めているところです。</p> <p>また、北部の森林については、高槻らしさの重要な要素であるとともに、二酸化炭素の吸収源としての役割も期待されることから、引き続き森林資源の有効利用と再生・保全等に取り組んでまいります。</p>	原案どおり

2-09	<p>本条例案の内容には賛同します。ただし、この条例は大型太陽光発電を規制するためだけのものであり、適切な場所への促進施策は別途、あるのでしょうか。並列で太陽光発電促進を目的とした自然エネルギー推進条例も定めていただきたいと思います。</p> <p>その点もありつつですが、一番望ましいのは、エネルギーを生み出す方だけに注力するのではなく（もちろん大事ですが）、いかに使用を減らしていくか、という視点に沿った施策だと思います。そちらに視点を置いた施策を考える場もぜひお願いします。</p>	<p>本市では「自然エネルギー推進条例」の制定は現時点では想定していませんが、住宅の屋根など太陽光発電施設に適した場所への設置に対してエコハウス補助金を通じて支援しているところです。</p> <p>また、エネルギー使用量の削減に向けては、本市では、「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、窓の断熱改修等への補助や市民・事業者への啓発などに取り組んでいるところです。</p>	原案どおり
------	--	--	-------

(3)たかつき地球温暖化対策アクションプランについて (4 件)

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
3-01	<p>市の気候変動対策はアクションプランを基にしていると思う。本条例もそれに元づき制定を目指していると思う。アクションプランの第6章計画の進行管理に「計画期間中に社会情勢の大きな変化や諸制度の変更にはアクションプランを適切に見直す。」とある。</p> <p>市のアクションプランはもともと温対法に基づき2011～2020に第一期、2021～2030に第二期が策定されたが、アクションプラン第二期策定後、温対法の改正が行われ、その中で【地方創生と再エネ促進】として、ともすれば、これまで曖昧だった地方自治体が果たす脱炭素の役割を、改正によって市町村にも目標・計画を提出することを法律で義務づけられた。今後は自治体においても目標達成の責任が生じてくると考えられる。</p> <p>これは正に諸制度の変更にあたると思われる。気候変動の現状を踏まえ、温対法の中で示されている地域脱炭素の達成に即したアクションプランの適切な見直しを望む。</p>	<p>気候変動対策は本市の重要な課題として認識しており、各種の施策に取り組むとともに、引き続き国等の動向や社会情勢を注視し、適切な時期に「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」の見直しを行ってまいります。</p>	原案どおり
3-02	<p>環境・温暖化対策審議会では条例素案にポジティブゾーニングを加えるべきではないかと委員から意見がありましたが、高槻市は実施計画の「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」があるため、条例化の必要はない旨の回答をしました。</p> <p>しかし、現行のアクションプランは太陽光発電施設設置の具体的な数値目標もなく、2030年までのCO2削減目標も30%と政府の削減目標よりも低いため、高槻市が本気でCO2削減に取り込もうと考えているようには思えない、消極的な計画と言わざるを得ません。</p> <p>ポジティブゾーニングを条例に組み込まないのであれば、現行のアクションプランを、CO2削減を実現する積極的な内容に改定すべきです。</p>		
3-03	<p>こちらの条例は必要だと思いますが、規制のみで促進をするものではありません。</p> <p>現在、気候危機は待たなしの状況で、高槻市のアクションプランでは危機感が薄く不十分なものと思っています。</p> <p>条例に促進の内容を含まないのであれば、アクションプランを更に危機感のあるものにアップデートしてください。</p>		

3-04	<p>冒頭のセクション「1. 条例制定の理由」が不明確である。とくにこの条例と「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」の関係性を示す文章が望まれる。</p> <p>アクションプランには「高槻市の温室効果ガスの削減目標：2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で温室効果ガスを30%削減する」が含まれているが、残念ながら実際に高槻市がいかにその目標を達成していくかの具体案が盛り込まれておらず、不完全である。</p> <p>高槻市にこの条例を通してアクションプランの不完全性を是正する意図があるのであれば、単に太陽光発電施設の設置を規制するためのこの条例案は不完全である。太陽光発電システムの導入と蓄電池の活用を通して再生可能エネルギーの活用を促進し「基本方針1，再エネ・省エネ機器に関する取組（ハード対策）温室効果ガスの排出が少ない快適な建物と自動車に変えていこう」に貢献する意図があるのであれば、この条例には再生可能エネルギーの活用促進についても記されるべきである。</p> <p>そういった意図がこの条例にないのであれば、再生可能エネルギーの活用促進に関する別の条例が期待されるのか、アクションプランが改定されるのか、市民に対して何等かの説明がされるべきである。</p>	<p>本条例は、無秩序な太陽光発電施設の設置に伴う、自然環境・生活環境・景観への影響や土砂災害等の諸問題に対応することを目的としており、「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」の内容に言及することや、「再生可能エネルギーの活用促進」に関する内容については、条例の目的になじまないことから含めておりません。</p> <p>「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」は、本市の気候変動対策の基本方針や具体的な取り組みをまとめたものであり、本計画に基づいて継続的に各種の施策に取り組んでいるところです。また、国等の動向や社会情勢を注視し、適切な時期に見直しを行ってまいります。</p>	原案どおり
------	--	---	-------

(4)その他（1件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
4-01	<p>2度傍聴しましたが、市が積極的に自然を守る条例制定に向けて議論をしてくださったことに、高槻生まれ高槻育ちの私から感謝の意を表します。</p> <p>高槻の自然を守ることは、大阪の自然を守ることに、ひいては日本を守ることにだと考えます。</p> <p>今後共、市政に参加し「高槻市」を応援したいと思います。</p>	ご意見をありがとうございます。	原案どおり